

# 年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(東京都担当部会)

平成 29 年 10 月 18 日答申分

## ○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの 2件

国民年金関係 1件

厚生年金保険関係 1件

(2)年金記録の訂正を不要としたもの 1件

国民年金関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第1700309号  
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(国)第1700034号

## 第1 結論

平成6年4月から平成7年3月までの請求期間については、国民年金保険料を免除されていた期間に訂正することが必要である。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和46年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成6年4月から平成7年3月まで

私は母から、亡くなった父が生前に私の国民年金の加入手続を行い、平成3年\*月から平成9年3月までの学生期間について国民年金保険料の免除申請の手続を行ってくれていたと聞いている。請求期間が未納期間とされているので、免除期間に訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

請求者は、国民年金の加入手続及び国民年金保険料の免除申請の手続に関与しておらず、これらを行ったとする請求者の父親は既に亡くなっており、請求者の請求期間当時の免除申請に関する状況は不明である。

しかしながら、請求者のオンライン記録によると、請求期間前後の免除期間(平成3年度から平成5年度までの各年度並びに平成7年度及び平成8年度)は、請求者が20歳(平成3年\*月)になった平成3年度を除き、その年度の4月又は5月に免除申請が行われていたことが確認でき、請求期間前後の免除申請の手続が毎年度適当な時期に行われていたことを踏まえると、請求者の父親が請求期間だけ免除申請を失念したとは考え難い。

また、請求者は、平成3年4月から平成9年3月までの期間は大学及び大学院に在学していたと陳述しており、請求者の学生期間において、世帯の生活状況に大きな変化が認められないことから、請求期間においても国民年金保険料の免除基準に該当していたものと推定できる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、請求者は、請求期間の国民年金保険料を免除されていたものと認められる。

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第1700291号  
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第1700200号

## 第1 結論

訂正請求記録の対象者のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を昭和43年5月31日から同年6月1日に訂正し、同年5月の標準報酬月額を4万8,000円とすることが必要である。

昭和43年5月31日から同年6月1日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主は、訂正請求記録の対象者に係る昭和43年5月31日から同年6月1日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名(続柄) : 女(妻)  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和15年生  
住 所 :

### 2 被保険者等の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和12年生

### 3 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和43年5月31日から同年6月1日まで

私の夫(訂正請求記録の対象者)がA社に勤務していた期間のうちの請求期間の厚生年金保険の被保険者記録がない。請求期間も同社に継続して勤務し、給与から厚生年金保険料を控除されていたので、請求期間を厚生年金保険の被保険者期間として認め、年金額に反映してほしい。

## 第3 判断の理由

複数の従業員の陳述、回答及び訂正請求記録の対象者に係る雇用保険の加入記録並びにA社に係る事業所別被保険者名簿により訂正請求記録の対象者と同日の昭和43年5月31日に同社における厚生年金保険被保険者資格を喪失していることが確認できる従業員が保有する給与明細書、賞与に係る明細書及び昭和43年度市民税・県民税特別徴収税額の納税者への通知書から判断すると、訂正請求記録の対象者は、請求期間においてA社に継続して勤務し、請求期

間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、請求期間の標準報酬月額については、訂正請求記録の対象者に係るオンライン記録及びA社の事業所別被保険者名簿により確認できる昭和43年4月の記録から、4万8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が訂正請求記録の対象者の請求期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社は、既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、請求期間当時の事業主も亡くなっていることから、これを確認することができないが、当該期間において、事業主が訂正請求記録の対象者の健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失届の資格喪失年月日を昭和43年6月1日として届け出たにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを同年5月31日と誤って記録したとは考え難いことから、事業主から同年5月31日を資格喪失年月日として健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失届が提出され、その結果、社会保険事務所は、訂正請求記録の対象者の同年5月31日から同年6月1日までの期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後納付されるべき厚生年金保険料に充当した場合又は厚生年金保険料を還付した場合を含む。）事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第1700307号  
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(国)第1700033号

## 第1 結論

昭和63年\*月から平成3年3月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和43年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和63年\*月から平成3年3月まで

私の亡くなった母は、私が大学生であった請求期間の国民年金保険料を納付してくれていたと思う。

調査の上、記録を訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

請求期間当時において、大学生は国民年金に任意加入できるとされていたが、請求者のオンライン記録によると、請求期間は国民年金に未加入の期間となっている。

また、請求者は請求期間直後の平成3年4月1日にA共済制度の加入者となり、当該共済制度の加入者資格喪失日である平成10年10月1日に国民年金の被保険者となっていることが認められるところ、当該国民年金の被保険者資格取得日の入力処理は同年11月6日に行われており、請求者が国民年金の加入手続を行ったのは、当該共済制度の加入者資格を喪失した以後であることが推認できる。

さらに、平成9年1月1日に基礎年金番号制度が導入される前に国民年金の加入手続を行っていたら国民年金手帳の記号番号(以下「国民年金番号」という。)が払い出されることになるところ、社会保険オンラインシステム及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる氏名検索においても、請求者が上記共済制度の加入者であったときに付番された基礎年金番号(\*)以外に請求者の氏名及び生年月日に一致する国民年金番号は見当たらない。

そのほか、請求者の母親が、請求者の請求期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)はなく、保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者の母親が、請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。